

令和2年度

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」
店舗レイアウトデザイン業務委託事業者募集要項

令和2年11月

行田市観光協会

目 次

1	店舗レイアウトデザイン業務委託事業者の募集について	1
2	業務概要	1
3	実施形式	1
4	資格要件	1
5	応募手続き	2
6	事業者選定までの流れ	4
7	選定基準	4
8	スケジュール	5
9	情報公開及び提供	6
10	事業者選定後の手続き	6
11	問合せ	6

様式集

様式1	行田市観光情報館「ぶらっときょうだ」店舗レイアウトデザイン業務委託応募書
様式2	事業者概要
様式3	応募に係る誓約書
様式4	事業計画書
様式5	応募に係る質問書
様式6	辞退届

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」店舗レイアウトデザイン業務委託事業者募集要項

1 店舗レイアウトデザイン業務委託事業者の募集について

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」（以下「観光情報館」という。）は、本市の観光振興と賑わいの創出を図ることを目的に、来訪者に対する観光案内や観光レンタサイクルの貸出、協会加入者の物産品等の販売や紹介、休憩スペースの提供などを行っております。

したがって、当該施設は行田市の観光事業における重要拠点のひとつとして位置付けており、令和3年度に予定する行田市観光協会の法人化に合わせ、機能強化を図っております。

つきましては、観光情報館の店舗レイアウトデザイン業務を委託するにあたり、受託者を選定するためのプロポーザルに参加する事業者（以下「事業者」という。）の募集を行うものです。

2 業務概要

- (1) 発注者 行田市観光協会
- (2) 件名 令和2年度行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」店舗レイアウトデザイン業務委託
- (3) 業務 観光情報館の内装の空間デザイン、施設内の改修および改装
- (4) 委託期間 契約締結日から令和3年2月28日まで
- (5) 契約上限額 5,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (6) 場所
名称 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」
所在地 行田市忍2丁目1番8号 行田市商工センター1階
規模等 面積124.06㎡
鉄筋コンクリート

3 実施形式 公募型プロポーザル方式とする。

4 資格要件

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

- (1) 納付すべき国税及び地方税等を滞納している事業者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった法人
- (3) 次のいずれかに該当する者が含まれている事業者
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経

過しない者

※ 後日、上記のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を取り消すことがあります。

5 応募手続き

応募に当たっての提出書類や、提出期限、提出先等は、以下のとおりです。

(1) 申請の方法

① 提出書類

応募に当たっては、以下の書類を協会に提出してください。なお、協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

ア) 行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」店舗レイアウトデザイン業務委託応募書
(様式1)

イ) 事業者概要(様式2)

ウ) 応募に係る誓約書(様式3)

エ) 企画提案書(任意様式)または事業計画書(様式4)

仕様書に基づき、以下の項目について作成してください。

1. 業務の実施方針(デザイン案のコンセプト)

2. 観光客の拠点となるような施設イメージ図及び施設配置図、平面図等

3. その他今回の設計・改修業務について特に強調したい点、特記事項

オ) 事業者の主要業務・業務実績

(年度・業務名・発注者・受注形式・施設の概要・設計概要)

カ) 見積書(任意様式)

キ) 定款及び登記事項証明書

(法人以外の事業者にあつては、会則または身分証明書その他これに類するもの)

ク) 法人の場合、直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

ケ) 法人の場合、直前の事業年度の収支計算書及び事業報告書

コ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(法人以外の事業者にあつては所得税、消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書)

サ) 法人以外の事業者の場合、確定申告書

シ) 行田市内に住所を有する個人にあつては、市県民税の納税証明書

ス) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

② 提出部数

正本1部、副本5部(コピー可)を提出してください。

③ 提出方法

提出書類は、持参又は郵送で提出してください。

④ 提出先

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

行田市観光協会事務局（行田市役所 商工観光課内）

⑤ 受付期間

令和2年11月13日（金）から12月4日（金）までの、午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は原則として書留とし、12月4日（金）必着とします。

⑥ その他

応募は、一応募者につき一提案に限るものとし、複数の提案はできません。また、受付期間終了後は、その内容を変更することはできません。

(2) 質問事項の受付

対象施設及び本要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和2年11月13日（金）から11月19日（木）午後5時15分まで

② 質問方法

募集に係る質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールまたはFAXで提出してください。電話、口頭、その他の方法による質問は受け付けません。

[メール] syoko@gyoda-kankoukyoukai.jp

[FAX] 048-553-5063

③ 回答方法

いただいた全ての質問及び回答は、行田市観光協会ホームページ (<http://www.gyoda-kankoukyoukai.jp>) に、質問者名を伏せた上で、11月25日（水）頃を目途に公表します。なお、説明会で出された質問及び回答についても、併せて公表します。

(3) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加希望者は、11月17日（火）までに、参加人数を、担当までご連絡ください。

① 開催日時

令和2年11月18日（水） 午前10時から

② 場所 行田市商工センター404研修室（応募手続きの説明後、現地へ移動）

行田市観光情報館「ぶらっとぎょうだ」

※ なお、現地説明会の参加、不参加をもってして、事業者を選定するにあたり、一切の影響はございません。

(4) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業者の決定の公表等必要な場合は、協会は事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(6) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された応募書類は、行田市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。)

(7) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出してください。

6 事業者選定までの流れ

(1) 選定の手順

事業者の選定にあたっては、提出された応募書類等を基にプレゼンテーションを行っていただきます。それらの内容を選定委員会が審査し、最も得点の高い応募者を事業者に選定します。

(2) 選定委員会

審査は、協会事務局職員で組織する選定委員会が、審査基準に基づいて行います。

[プレゼンテーション開催日時]

令和2年12月中旬を予定しています。

(日時、場所の詳細については、後日お知らせします。)

[注意事項]

- ・事業者を選定された際に責任者となる予定の方は、必ず出席してください。
- ・プレゼンテーションは1団体当たり20分以内、質疑応答は10分程度とします。
- ・当日のパソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が用意するものを使用してください。
- ・パソコン環境は、Microsoft Windows8、使用ソフトはMicrosoft Power Point2016です。また、使用するデータは、USBフラッシュメモリで当日持参してください。

(3) 選定結果

選定の結果は、応募者全員に文書で通知します。また、各応募者の評価結果は、事業者の選定後に、協会ホームページで公表します。

ただし、事業者を選定される者以外の者(次点以下の者)は、団体名を伏せて公表します。

(4) その他

応募者が多数の場合、事前審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションに参加する団体数を制限させていただく場合があります。

7 選定基準

提出された事業計画書等の書類審査及び応募者によるプレゼンテーション等により、各応募者の提案内容について評価を行い、最も得点の高い者を事業者を選定します。その評価の基準は次のとおりです。

なお、応募者数にかかわらず、提案が一定の水準に満たないと認められる場合は不合格となります。

提案内容の評価基準(100点満点)

評価項目	ポイント・考え方	配点
① 提案内容	・利用者や運用者の導線を考慮したデザインとなっているか。	10
	・半地下という場所を考慮したデザインとなっているか。	10
	・行田市の街並みや外装との調和の取れたデザインとなっているか。	10
	・行田市が「足袋のまち」「日本遺産のまち」であることを明確に印象付けられるか。	10
	・足袋を販売スペースのシンボリックな位置づけとしてデザインしているか。	10
	・行田市の観光案内所としての機能をもつことを意識したデザインとなっているか。	10
	・将来的に国内外からの様々な観光客の憩いの場としても活用できるよう、拡張性や使い勝手に配慮されているか。	10
	・応募者の強みを活かした、独創的で魅力的な提案内容か。	10
② 応募者の経営状況と執行体制	・同種・類似の事業の実績は十分か。 ・業務責任者、技術者等の経験や実績は十分か。	10
③ 費用対効果	・見積り金額は適当であるか。 ・改修後の維持費を考慮したものとなっているか。	10

8 スケジュール

公募開始から委託業務の開始までの、全体スケジュールは以下のとおりです。

年 月 日	内 容
令和2年11月13日から	公募開始
11月19日まで	質問事項の受付期間
11月25日頃	質問及び回答の公表
12月4日まで	応募書類の受付期間
12月中旬	選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
12月18日頃	選定結果通知
12月下旬	契約締結
令和3年 1月上旬～	着工

9 情報公開及び提供

プロポーザル方式による候補者決定における公平性及び透明性を高めるとともに説明責任を果たすため、本プロポーザル方式の実施に関し、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に準じ情報公開及び情報提供を行う。

10 事業者選定後の手続き

事業者が、委託業務契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その委託業務契約を取り消し、契約を締結しないことがあります。

- ① 事業者の経営状況の急激な悪化等により、委託業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 応募書類等に虚偽の記載があったと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと認められるとき。

11 問合せ

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5
行田市観光協会事務局（行田市役所 商工観光課内）
TEL 048-556-1111
FAX 048-554-5063
E-mail syoko@gyoda-kankoukyukai.jp